平成２２年（フ）第１１１号
盛岡市小鳥沢１丁目20番19号
債務者　葛西　輝行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３２６７号
札幌市北区北37条西３丁目２番32―205号
債務者　松浦　淳美（大浦）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０１号
札幌市厚別区厚別中央５条６丁目２番20―305号
債務者　加納　匡人
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１８号
札幌市東区北19条東５丁目３番15―303号
債務者　北村　光俊
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５号
札幌市東区北10条東15丁目１番10号　コーポレスポアール206号
債務者　吉田　有紀
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地　リバーハイツ伊藤
債務者　森　　和明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番22―203号
債務者　細川　美佳
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目４番24号
債務者　加藤　伴子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０３号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番５―205号
債務者　見吉　末子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１５号
札幌市北区北28条西２丁目３番18号　クルーズハウス203号
債務者　福島小百合
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２３号
札幌市南区澄川６条11丁目４番16号
債務者　高原　悦子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３７号
札幌市白石区東札幌５条５丁目８番10号　ハウス寿仙21号
債務者　佐野　正男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４７号
札幌市北区拓北３条１丁目１番２―606号
債務者　西橋　　武
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７３号
札幌市豊平区月寒東５条18丁目８番20号　ハーベスト518―305号
債務者　渡邉　哲子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８８号
札幌市北区あいの里３条６丁目６番11号
債務者　赤松さとみ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０１号
札幌市豊平区美園９条６丁目１番14号
債務者　高橋　久雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０５号
札幌市西区西町北９丁目１番６―108号
債務者　干場眞智子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１７号
北海道北広島市島松589番地２
債務者　島崎　清重
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部